

データ・インテリジェンス教育研究センター運営委員会要項

令和7年4月1日

データ・インテリジェンス教育研究センター長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学教育機構データ・インテリジェンス教育研究センター規則（以下「センター規則」）第8条第2項の規定に基づき、データ・インテリジェンス教育研究センター（以下「センター」という。）に置く運営委員会について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、センター規則第3条各号に規定する業務に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専任教員
- (4) 学術情報課選出職員 2名
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(議長)

第4条 運営委員会に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、センター長が指名する委員がその職務を代行する。

(開会)

第5条 運営委員会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長に決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会に関する事務は、学術情報課において処理する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 データ・インテリジェンス教育研究部門会議要項（平成30年4月1日制定）は廃止する。